

第六号様式（第八条）

身体障害者診断書・意見書（ 肢体不自由用 ）

総括表

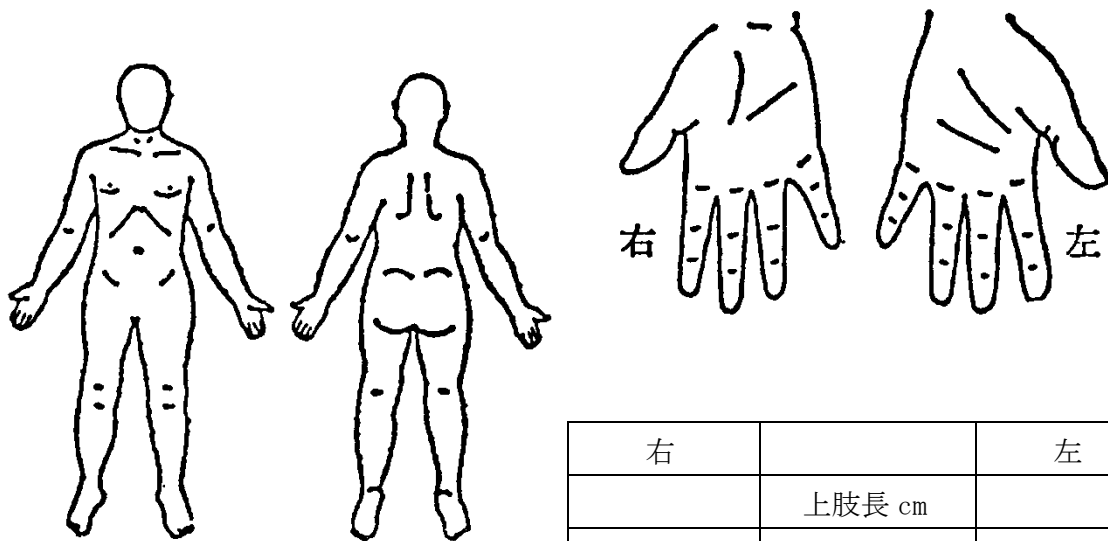
氏 名	年 月 日生（ ）歳	男・女
住 所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名		
交通 労災 その他の事故 戦傷 戦災 自然災害 疾病 先天性 その他（ ）		
③ 疾病・外傷発生年月日		
年 月 日・場所		
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定）		
年 月 日		
⑤ 総合所見		
[将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
担当診療科名 科 医師氏名		
④		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
等級表による個別等級		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に	部 位	等 級
・該当する（ 級相当）	上 肢	
・該当しない	下 肢	
	体 幹	
注		
1 障害名には、現在起っている障害、例えば右上肢麻痺等を記入し、原因となった疾病には、脳卒中等原因となった疾患名を記入してください。		
2 「障害の状態及び所見を記載した書面」（別様式）を添付してください。		
3 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて問い合わせる場合があります。		

肢体不自由の状態及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入。）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動
しんせん・運動失調・その他（ ）
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他（ ）
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり（脳・脊髄・四肢・その他（ ））

参考図示



× 変形 ■ 切離断
 ▨ 感覚障害 ▨ 運動障害

注 関係ない部分は記入不用

右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

計測法

- 上肢長：肩峰→橈骨茎状突起
- 下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内踝
- 上腕周径：最大周径
- 前腕周径：最大周径
- 大腿周径：膝蓋骨上縁10cmの周径
(小児等の場合は別記)
- 下腿周径：最大周径

動作・活動

自立－○ 半介助－△ 全介助又は不能－× () の中のものを使う時にはそれに○

寝返りをする		シャツを着て脱ぐ	
		ワイシャツのボタンを留める	
あしを投げ出して座る (背もたれ)		ズボンを履いて脱ぐ (自助具)	
椅子に腰掛ける (背もたれ)		ブラッシで歯を磨く (自助具)	右
			左
立ち上がる (手すり・壁・杖・装具)		顔を洗いタオルで拭く	
立つ (手すり・壁・杖・松葉杖・義肢・装具)	両方	タオルを絞る	
	右		
	左		
家の中の移動 (壁・杖・松葉杖・義肢・装具・車椅子)		とじひもを結ぶ	
		背中を洗う	
洋式便器に座る		二階まで階段を上って下りる (手すり・杖・松葉杖)	
排泄の後始末をする			
(はしで) 食事をする (スプーン・自助具)	右	屋外を移動する (家の周辺程度) (杖・松葉杖・車椅子)	
	左		
コップで水を飲む	右	公共の乗物を利用する	
	左		

注 身体障害者福祉法の等級は機能障害 (impairment) のレベルで認定されますので、() の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

◎ 上肢の状態、歩行能力及び起立位の状態

(補装具を使用しない状態で該当するものを○で囲む)

- (1) 上肢で下げられる重さ [右]: 正常 ・ (10kg ・ 5kg) 以内可能 ・ 不能
[左]: 正常 ・ (10kg ・ 5kg) 以内可能 ・ 不能
- (2) 歩行できる距離 正常 ・ (2km ・ 1km ・ 100m ・ 10m) 以上困難 ・ 不能
- (3) 起立位保持 正常 ・ (1時間 ・ 30分間 ・ 10分) 以上困難 ・ 不能
- (4) 片脚起立 [右]: 可 ・ 不安定 ・ 不可 [左]: 可 ・ 不安定 ・ 不可

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT) (この表は必要な部分を記入)

筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()	筋力テスト()	関節可動域	筋力テスト()
()前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈()	()頸	()左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
()前屈		後屈()	()体幹	()左屈	
右 ()屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展()	()肩	()伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
()外転		内転()	()内転	()内転	
()外旋		内旋()	()内旋	()内旋	
()屈曲		伸展()	()肘	()伸展	
()回外		回内()	()前腕	()回内	
()掌屈		背屈()	()手	()背屈	
()屈曲		伸展()	()母	()伸展	
()屈曲		伸展()	()示	()伸展	
()屈曲		伸展()	()中	()伸展	
()屈曲		伸展()	()環	()伸展	
()屈曲		伸展()	()小	()伸展	
()屈曲		伸展()	()母	()伸展	
()屈曲		伸展()	()示	()伸展	
()屈曲		伸展()	()中	()伸展	
()屈曲		伸展()	()環	()伸展	
()屈曲		伸展()	()小	()伸展	
()屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展()	()股	()伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180
()外転		内転()	()内転	()内転	
()外旋		内旋()	()内旋	()内旋	
()屈曲		伸展()	()膝	()伸展	
()底屈		背屈()	()足	()背屈	

備考

※ 注

1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3. 関節可動域の図示は | ◀▶ のように両端に太線を引き、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に () を引く。
4. 筋力については、表()内に×△○印を記入する。

×印は、筋力が消失又は著減(筋力0,1,2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)

○印は、筋力正常又はやや減(筋力4,5該当)

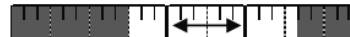
5. (PIP)の項で母指は(IP)関節を指す。

6. DIPその他対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。

7. 図中塗りつぶした部分は参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展



屈曲(△)